

令和2年4月9日

神戸商科キャンパス所属学生の皆さんへ

国際商経学部長	山口隆英
社会情報科学部長	加藤直樹
会計研究科長	林 昌彦
経営研究科長	西井進剛

緊急事態宣言の発令に伴う神戸商科キャンパスの立ち入り禁止について

4月7日の兵庫県に対する緊急事態宣言の発令を受け、兵庫県より発令期間中（～5月6日）における大学の臨時休業の要請がありました。大学の「新型コロナウイルス感染症危機管理対策本部」において、①5月6日までの授業の原則延期、②キャンパスへの原則立入禁止、③代替措置等による新学期のガイダンス等の実施が方針として決まりました。

上記方針に基づき、下記の通り、学生のキャンパスへの学生の立入を原則禁止します。

#### 記

1. 実施期間：令和2年4月9日～5月6日
2. 実施場所：神戸商科キャンパス（キャンパス内になる施設利用は利用禁止）
3. 対象となる学生：兵庫県立大学所属の学生等
4. 登校を認める場合：担当指導教員の申請に基づき部局長が許可した学生（必要最低限度の登校）  
国際学生寮に居住する学生（できる限り自室での学習を要請）

上記の情報は、4月9日の時点の情報に基づいた意思決定です。状況が変わり次第改めて通知します。

以上